

第5章

数値目標と

確保のための方策

(第5期東大和市障害福祉計画)

(第1期東大和市障害児福祉計画)

本章の内容は、第4章「障害者に係る施策の展開」のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障害福祉サービス等の数値目標と確保のための方策を示すものです。

第2節から第4節の内容は、第4章と重複する部分があります。見込量（目標値）については、原則として第4章と一致しますが、国の基本的な指針により見込量（目標値）の記載方法が規定されているため、表現が異なるところが一部あります。

第5章 数値目標と確保のための方策

(第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画)

第1節 平成32年度の数値目標

国の基本的な指針では、障害のある人の自立支援の観点から、市町村が策定する障害福祉計画において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」について成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされています。

また、児童福祉法の改正により、障害児の支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画の策定が義務づけられ、「障害児支援の提供体制の整備等」について成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成28年度末時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

目標の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて平成32年度末の施設入所者を平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

また、目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となつて当該施設に引き続き入所している者は含めない。

【東京都の基本的考え方】

ア 施設入所者の地域生活移行に関する考え方

① 国の基本指針に即しつつ、区市町村の状況も踏まえて設定する。

＊区市町村は、施設入所者本人の意向確認、関係者との連絡調整等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげる必要がある。

＊重度の障害者が安心して地域で生活するため、重度者の受入に必要なグループホーム等地域生活基盤の整備が求められる。

イ 入所施設の定員に関する考え方

① 入所定員数が、**7, 344人（第3期までの目標定員数）**を超えない。

＊入所待機者が一定数で推移しており、現在は家族と在宅で生活している障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」を見据える必要がある。

＊最重度の障害者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに応じていく必要がある。

＊都内の未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」を整備する必要がある。

【市の目標設定】

項目	数値	説明
地域生活移行者数		
算定基礎数値	46 人	平成 28 年度末現在の施設入所者数
目標値	4 人 (8.7%)	平成 29 年度から平成 32 年度末までの間に地域移行する見込者数
未達成者数 (未達成割合)	3 人 (6.4%)	第 4 期目標値 (6 人) のうち平成 28 年度末までで未達成の見込者数
施設入所者数		
算定基礎数値 (A)	46 人	平成 28 年度末現在の施設入所者数
目標値 (B)	43 人 (▲6.5%)	平成 32 年度末の施設入所者の見込者数
削減見込	3 人	(A) - (B)
(参考)待機者数	13 人	平成 29 年 10 月 1 日現在の施設入所待機者数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、目標値を設定する。

① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

平成32年度末までにすべての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

② 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

平成32年度末までにすべての市町村ごとに、協議会や専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

③ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

④ 精神病床における早期退院率

平成32年度における入院後3か月時点の退院率を、**69%以上**とする。

平成32年度における入院後6か月時点の退院率を、**84%以上**とする。

平成32年度における入院後1年時点の退院率を、**90%以上**とする。

【東京都の基本的考え方】

東京都は、国の基本指針に即して成果目標を設定すべきである。

東京都においては、精神保健福祉センターにおける担当区域内の課題を踏まえつつ、都内全体での地域移行・地域定着の推進に向けた内容を検討する場などを活用して、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

成果目標の達成のためには、入院が長期化する前の段階で、円滑な退院に向けた支援につなげる取組が求められる。また、長期在院者に対しては、退院促進に向けた働きかけや地域との調整等を進める必要がある。

これまでの精神障害者の地域移行の実績を踏まえ、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が円滑に機能するための地域生活への移行支援の仕組みづくりや、広域的な調整、人材育成等、成果目標の達成に向けた取組が必要である。

区市町村は、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める必要がある。

【市の目標設定】

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に係る目標値（平成32年度末）	設置
--	----

市における保健、医療、福祉関係者による協議の場としては、東大和市精神保健福祉関係者連絡会を活用し、地域自立支援協議会とも連携して地域の精神障害者の支援を推進します。

入院中の精神障害者の地域移行に関する目標値は、都道府県が設定することとされ、市においては目標設定を行いません。

また東京都から、現住所が当市にある方の東京都内の精神科医療機関への入院者数の推移等について情報提供があり、以下のとおりとなっています。

精神科医療機関からの地域移行に伴い、必要な障害福祉サービス及び相談支援の量を見込みます。

＜現住所が当市にある方の東京都内の精神科医療機関への入院者数の推移＞

平成24年度		平成25年度		平成26年度	
入院患者数	(再掲) 1年以上 入院者数	入院患者数	(再掲) 1年以上 入院者数	入院患者数	(再掲) 1年以上 入院者数
103人	53人	118人	59人	113人	61人

(注)・各年6月30日現在の入院患者数

・現住所が当市であるが、入院前住所地が異なる場合がある。

＜「平成29年精神保健福祉資料」調査結果における区市町村ごとの長期入院患者数及び東京都が算出した平成32年度末の長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量＞

長期入院患者数 (1年以上入院者数)	65歳以上 45人	基盤整備量 (利用者数)	65歳以上 10人
	65歳未満 21人		65歳未満 6人
	合計 66人		合計 16人

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等を、平成32年度末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等とは、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化するために、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制（面的な体制）をいう。

【東京都の基本的考え方】

地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）、在宅サービス（短期入所）などの地域生活基盤の重点的整備が必要であり、設置者負担の特別助成などの積極的支援を継続すべきである。

地域生活支援拠点については、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ整備をすることを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定し、必要な支援を検討していく必要がある。

【市の目標設定】

目標値（平成32年度末の設置箇所数）	1 か所
--------------------	------

「東大和市総合福祉センターは〜とふる」や「東大和市地域生活支援センターウエルカム」の機能充実を図るとともに、地域の社会資源を活用し、面的な整備を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の**1.5倍以上**とすることを基本とする。

また、平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末の利用者数の**2割以上**増加すること、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の**5割以上**とすることを目指す。

さらに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を**8割以上**とすることを基本とする。

【東京都の基本的考え方】

成果目標は、国の基本指針に即しつつ、東京都における障害者雇用をめぐる状況や実績を踏まえ、障害者の一般就労と職場定着を支援するために必要な目標を設定すべきである。

成果目標を達成するためには、福祉施策と労働施策の双方から重層的な取組が重要であり、ハローワークによるチーム支援やジョブコーチ事業、委託訓練事業、トライアル雇用等の労働施策との連携による障害者雇用の推進について活動指標を設定し、取組を進める必要がある。

① 一般就労への移行者数の目標

東京都においては、引き続き「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数の成果目標を独自に設定すべきである。

② 就労定着率の目標

都独自の目標として「区市町村障害者就労支援事業利用による支援を開始した時点から1年後の職場定着率」を新たに設定し、現状を踏まえて目標値を設定すべきである。

【市の目標設定】

項目	数値	説 明
福祉施設からの一般就労者移行数		
算定基礎数値	4 人	平成 28 年度において福祉施設から一般就労した者の数
目標値	6 人	平成 32 年度において福祉施設から一般就労する者の数。 1.5 倍と見込む。
就労移行支援事業利用者数		
算定基礎数値	10 人	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数
目標値	20 人	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数 5 割増と見込む。
就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合		
算定基礎数値	0 か所	平成 28 年度の実績
目標値	1 か所	平成 28 年度に開設した東大和市総合福祉センターで見込む。
就労定着支援による職場定着率		
算定基礎数値	0	平成 30 年度からの新規サービス
目標値	8 割	平成 31 年度中に事業を利用開始した者のうち、12 か月以上就労が継続している者の割合。
区市町村障害者就労支援事業による一般就労者数		
算定基礎数値	14 人	平成 28 年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労した者の数
目標値	21 人	平成 32 年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労する者の数。1.5 倍と見込む。
区市町村障害者就労支援事業により就労した者の職場定着率		
算定基礎数値	8 割	平成 27 年度中に障害者就労支援事業を利用して就労した者のうち、12 か月以上就労が継続している者の割合
目標値	8 割	平成 31 年度中に障害者就労支援事業を利用して就労した者のうち、12 か月以上就労が継続している者の割合

5 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【東京都の基本的考え方】

- 区市町村は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を定めるよう努める必要がある。
- ① 児童発達支援センターについては、引き続き整備の促進に積極的に取り組む。
 - ② 保育所等訪問支援を活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るべきである。
 - ③ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の整備への支援をすべきである。
 - ④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に取り組む必要がある。
 - ⑤ 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援や調整が行える人材の確保・養成が必要である。

【市の目標設定】

項 目	目標値	説 明
児童発達支援センターの設置	1 か所	やまとあけぼの学園の老朽化対策にあわせて、児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討します。
保育所等訪問支援の実施		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上	市内での確保に努めるとともに、近隣市の事業所を活用して、サービス提供体制を確保します。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上	
保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場	設置	地域自立支援協議会を活用して連携を図り、協議を行います。

第2節 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

国の基本的な指針では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策を定めることとしています。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

見込量等は、第4期計画期間の各サービスの利用状況、前節の数値目標、特別支援学校卒業見込者数、転入者等を勘案して定めます。

※各表とも、平成27年度、28年度は実績数値。平成29年度は第4期計画における見込数値。平成30年度から32年度までは、第5期計画で定める見込数値です。

1 訪問系サービス

(1か月当たりの利用者数、利用時間数)

(単位：人、時間)

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
居宅介護	人数	146	153	160	165	170	175
	時間	1,262	1,267	1,600	1,350	1,400	1,450
重度訪問 介護	人数	12	14	17	16	17	18
	時間	4,211	3,913	5,600	4,600	4,900	5,200
同行援護	人数	26	26	29	32	35	38
	時間	412	442	510	500	530	560
行動援護	人数	2	2	4	3	4	4
	時間	27	19	40	30	40	40
重度障害者 等包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
合 計	人数	186	195	210	216	226	235
	時間	5,912	5,641	7,750	6,480	6,870	7,250

《サービス内容》

○居宅介護…自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院等介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。障害支援区分1以上の方（障害児はこれに相当する状態）が対象となります。

○重度訪問介護…重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的にを行います。原則、障害支援区分4以上の方が対象となります。

○同行援護…視覚障害により、移動困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提

供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。

○行動援護…知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害支援区分3以上で行動障害のある方が対象となります。

○重度障害者等包括支援…常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害支援区分6で意思疎通が著しく困難である等の方が対象となります。

《サービスの見込量》

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は、第4期計画期間の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。重度障害者等包括支援は、対象者の基準、サービス提供事業者の体制等を考慮して0人と見込みました。

《見込量確保のための方策》

平成29年10月1日現在、市内に居宅介護14か所、重度訪問介護12か所、同行援護7か所、行動援護3か所の事業所があります。重度障害者等包括支援の事業所はありません。

市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

事業所連絡会を随時開催する等により、サービス提供体制の充実やサービスの質の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
生活介護(入所系)	45	44	42	45	44	43
生活介護(通所系)	99	97	114	112	120	126
合 計	144	141	156	157	164	167

《サービス内容》

常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上(入所の場合は区分4以上)又は50歳以上の区分2以上(入所の場合は区分3以上)の方が対象となります。

《サービスの見込量》

○入所系…養護者の高齢化等さまざまな理由により入所者が増えています。現入所者については、平成28年度末の入所者数から6.5%を削減する43人を平成32年度の目標値とします。

○通所系…第4期計画期間では、利用者が見込みを下回っていますが、今後、特別支援学校卒業生の利用や、就労継続支援利用者の障害の重度化等により、利用者はさらに増えるものと見込まれます。また、重症心身障害児・者も今後増えることが見込まれます。

《見込量確保のための方策》

○入所系…市外の事業者による施設入所支援と合わせて提供します。

○通所系…①平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで、生活介護の定員を拡充したことにより、利用者の増加に対応します。②同センターで、医療的ケアが必要な方へのサービスも提供し、比較的重度な方の受入れを確保します。③最重度の重症心身障害児・者の受入れが可能な施設は市単独で確保することが困難であるため、東京都のリーダーシップによる整備が望まれます。

(2) 自立訓練

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	8	9	28	14	16	18

《サービス内容》

○機能訓練…身体障害者を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

○生活訓練…知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

《サービスの見込量》

○機能訓練…市内・近隣に事業所がなく、対象者も見込みがありません。

○生活訓練…第4期計画期間において、主に精神障害者で近隣市の事業所を利用する方が増えています。平成28年10月に東大和市総合福祉センターは～とふるが開設し、今後、知的障害者を中心に利用が増えると見込まれます。

《見込量確保のための方策》

平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるの自立訓練(生活訓練)事業及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

(3) 就労移行支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
就労移行支援	16	10	20	15	18	20

《サービス内容》

一般就労を希望する方に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。

《サービスの見込量》

特別支援学校高等部の在校生に軽度の知的障害の方が増えており、高等部卒業後に就労移行支援を利用する者が増えると見込まれます。

《見込量確保のための方策》

平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

(4) 就労継続支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
就労継続支援A型	6	8	6	12	14	16
就労継続支援B型	293	292	330	320	330	340

《サービス内容》

○A型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

○B型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

《サービスの見込量》

○A型…近隣市に事業所が増えたことにより、一般就労との中間的就労としての利用が出てきました。今後も少しずつ利用が増えるものと見込みます。

○B型…特別支援学校卒業生、一般就労に向けた準備訓練等により、今後も利用が増えるものと見込まれます。

《見込量確保のための方策》

市内には、平成29年10月現在、B型事業所が12か所あります。①平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで、就労継続支援B型の定員を拡充したことにより、利用者の増加に対応します。②事業所連絡会等を通して、サービスの質の向上を目指します。

(5) 就労定着支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
就労定着支援	—	—	—	—	4	9

《サービス内容》

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営む上での相談、指導及びその他の必要な支援を行います。

《サービスの見込量》

平成30年度から始まる新しいサービスであるため、見込量の算定は困難ですが、就労移行支援事業利用者の半数程度が利用するものと見込みます。

《見込量確保のための方策》

新しいサービスであるため、事業者指定を見込むことは困難ですが、就労移行支援事業所等に指定を働きかけます。

(6) 療養介護

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
療養介護	12	12	14	12	13	13

《サービス内容》

医療を必要とし、常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

《サービスの見込量》

現在、利用者は12人ですが、重症心身障害者施設入所待機者は保護者の高齢化等により年々増加傾向であり、在宅の重症心身障害児も増加しています。医療的ケアの度合いが高い方も増えています。

《見込量確保のための方策》

重症心身障害者入所施設は市内に1か所ありますが、長期入所枠92床のうち3人が当市からの利用で、他の方は近隣市の施設を利用しています。空床が出た場合の希望者が多く、新規利用が困難な状況です。重症心身障害者施設については、高度医療を伴う支援が必要な対象者も多く、東京都のリーダーシップによる整備が望まれます。

(7) 短期入所

(1 か月当たりの利用者数、利用日数)

(単位：人、日)

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
福祉型	人数	38	37	33	43	46	49
	日数	225	240	220	260	270	280
医療型	人数	16	17	20	19	20	21
	日数	126	138	140	150	160	180
合計	人数	54	54	53	62	66	70
	日数	351	378	360	410	430	460

《サービス内容》

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食

事の介護等を行います。短期入所のうち、医療機関において重症心身障害児・者等に対して実施するものを医療型といいます。

《サービスの見込量》

第4期計画期間において、見込みを上回る利用がありました。福祉型の中には、介護者の病気などにより、長期間にわたって利用したケースもありました。医療型では、重症心身障害児の利用が増えています。第4期の利用実績に基づいて利用を見込みました。

《見込量確保のための方策》

①福祉型については、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。②医療型については、市内及び近隣市の事業所を活用して、提供体制を確保します。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
知的・身体障害者	78	73	78	86	91	96
精神障害者	12	8	13	11	12	13
合 計	90	81	91	97	103	109

《サービス内容》

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

平成26年4月からケアホームがグループホームに統合され、外部サービス利用型又は介護サービス包括型として運営されることとなりました。

《サービスの見込量》

○知的障害者・身体障害者…知的障害者について、第4期計画期間において、新規施設の開所、介護者の高齢化、児童養護施設からの退所者等で利用者が増えました。入所施設からの地域移行に伴う利用は1人にとどまりました。第5期においても、施設入所者の地域移行に努めますが、在宅からの利用ニーズが高く、第4期の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。利用者的高齢化・重度化が進んでおり、設備や支援体制での課題が増えています。

○精神障害者…精神科病院入院者の地域移行等に伴う通過型（原則利用期間3年）の利用は、ほぼ横ばいであると予測します。近年、通過型からの地域移行が困難な方が増えており、滞在型の利用も増えてつあります。

《見込量確保のための方策》

現在、市内に外部サービス利用型グループホームが1か所（定員7人）、介護サービス包括型グループホームが31か所（定員155人）があり、市内の方が53人利用しています。他は、他市の施設を利用しています。

知的障害者の利用は今後も増える見込まれるため、市内法人による施設設置の支援を今後も続けていきます。また、精神障害者の滞在型の利用への対応も検討していきます。

市内のグループホームは、小規模法人の運営するグループホームが多く、利用者の高齢化・重度化や生活面の課題への対応等が求められており、サービスの質を向上させるための支援への取組が必要です。

(2) 施設入所支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
施設入所支援	46	46	42	45	44	43

《サービス内容》

施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《サービスの見込量》

第4期計画期間に地域移行の推進を図りましたが、やむを得ない事情による新規入所者があり、平成29年度末の見込量の達成は困難です。第5期においては、平成32年度の目標値を43人（6.5%減）とします。

《見込量確保のための方策》

現在、市内に入所施設（重症心身障害者施設を除く。）はありません。市外の事業者により生活介護等と合わせて提供します。

(3) 自立生活援助

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
自立生活援助	—	—	—	2	2	2

《サービス内容》

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、情報提供及び助言等、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

《サービスの見込量》

平成30年度から始まる新しいサービスであるため、見込量の算定は困難ですが、通過型グループホームから地域移行する方などが利用するものと見込みます。

《見込量確保のための方策》

新しいサービスであるため、事業者指定を見込むことは困難ですが、共同生活援助事業所や地域活動支援センター等に指定を働きかけます。

4 相談支援サービス

- (1) 計画相談支援
- (2) 地域移行支援
- (3) 地域定着支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
計画相談支援(人/月)	99	96	110	105	110	115
地域移行支援(人/月)	0.5	0.3	2	2	2	2
地域定着支援(人/月)	0	0	6	1	2	3

《サービス内容》

- 計画相談支援…障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
- 地域移行支援…施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。
- 地域定着支援…居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。

《サービスの見込量》

- 計画相談支援…平成 28 年度末で障害福祉サービス利用者の 99%が利用しています。その後、各サービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。
- 地域移行支援…施設から地域生活に移行する方、精神科病院を退院して地域生活に移行する方に支給します。
- 地域定着支援…居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し支給します。

《見込量確保のための方策》

現在、市内には、委託による指定相談支援事業所が 2 か所、その他の相談支援事業所が 5 か所あります。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。

また、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、計画相談支援の質の向上に努めます。

第3節 障害児支援の見込量とその確保のための方策

国の基本的な指針において、平成24年度から新たに児童福祉法に規定された障害児支援についても、平成30年度からの必要量を見込み、その体制整備について、障害児福祉計画として定めることとされました。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

見込量等は、第4期計画期間の各サービスの利用状況、障害児の状況等を勘案して定めます。

1 児童発達支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
児童発達支援	26	24	45	30	35	40

《サービス内容》

障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。

《サービスの見込量》

平成25年度から、やまとあけぼの学園が児童発達支援事業所となり、通園児がサービスを利用しています。放課後等デイサービスに比べて利用増は緩やかですが、発達障害の児童が増えていることもあり、近隣市の事業所を利用する方も増えています。

《見込量確保のための方策》

市内の事業所はやまとあけぼの学園1か所です。重症心身障害児が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

2 医療型児童発達支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

《サービス内容》

医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。

《サービスの見込量》

対象及びサービス提供事業所が限られていることから、サービスの見込量は0人とした。

《見込量確保のための方策》

利用希望者に対して適切に支給決定を行います。

3 放課後等デイサービス

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
放課後等デイサービス	67	76	65	100	110	120

《サービス内容》

学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。

《サービスの見込量》

第4期計画期間に利用者が急増しました。要因として障害児、とりわけ発達障害の児童が増えていること、児童福祉法に基づくサービスとなり、利用しやすくなったことなどが考えられ、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

《見込量確保のための方策》

市内の事業所は4か所です。肢体不自由や発達障害の児童で、近隣市の事業所を利用する方も増えています。重症心身障害児が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

4 保育所等訪問支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	10

《サービス内容》

障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。

《サービスの見込量》

児童発達支援センターにおいて実施するサービスであるため、児童発達支援センターの整備に伴い、利用者が増えるものと見込まれます。

《見込量確保のための方策》

やまとあけぼの学園の老朽化対策にあわせて、児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討します。

5 居宅訪問型児童発達支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
居宅訪問型児童 発達支援	—	—	—	0	1	2

《サービス内容》

児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な方に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を実施します。

《サービスの見込量》

平成30年度から始まる新しいサービスであるため、見込量の算定は困難ですが、重症心身障害児で外出が困難な方などが利用するものと見込みます。

《見込量確保のための方策》

新しいサービスであるため、事業者指定を見込むことは困難です。児童発達支援、放課後等デイサービス事業所で事業実施が可能な事業所に指定を働きかけます。

6 障害児相談支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
障害児相談支援	22	23	23	28	31	34

《サービス内容》

障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

《サービスの見込量》

平成28年度末で障害児通所支援利用者全員が利用しています。その後、サービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。

《見込量確保のための方策》

市内の障害児相談支援事業所は6か所です。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。

また、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、障害児相談支援の質の向上に努めます。

7 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
コーディネーター	—	—	—	0	0	1

《業務内容》

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

《利用者の見込量》

重症心身障害児以外の医療的ケア児（人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的ケアが必要な障害児）は、都内で1600人程度いるとされ、市内では数名程度と見込まれます。

《コーディネーター確保のための方策》

当面、行政職員、相談支援や訪問看護事業所職員等に対して、コーディネーター養成の研修受講を促し、確保の方策を検討します。

第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項

国の基本的な指針では、市町村の実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、①実施する事業の内容、②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、③各事業の見込量の確保のための方策を定めることとしています。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

※各表とも、平成27年度、28年度は実績数値。平成29年度は第4期計画における見込数値。平成30年度から32年度までは、第5期計画で定める見込数値です。

1 理解促進研修・啓発事業

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

障害のある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

市民を対象に障害のある方への理解を深めるための催し（障害者理解促進事業等）を実施します。また、障害者週間に合わせて、障害者理解・啓発のためのパネル展示等を行います。

2 自発的活動支援事業

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
自発的活動支援事業	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

障害のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

障害者団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、東大和市総合福祉センターは～とふると連携し、市民に広く周知する支援を行います。

3 相談支援事業

(1) 相談支援事業

(実施箇所数又は設置・実施の有無)

(単位：箇所)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
障害者相談支援事業	1	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	設置
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

①障害者相談支援事業

精神障害者を対象とした相談支援事業を東大和市地域生活支援センターウエルカムで実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

身体障害者・知的障害者の相談支援事業は、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで開始しました。平成30年度以降も継続して実施します。

②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、平成32年度までに行うこととされている「地域生活支援拠点の整備」においても重要な役割を担う機関として位置づけられているため、地域生活支援拠点の整備に合わせて、設置について検討します。

③地域自立支援協議会

平成21年度から実施しました。専門部会の活動を活発に行うほか、平成24年4月から法定化された趣旨を踏まえて、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善の推進等のために十分に機能が果たせるよう活性化を図ります。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

(実施の有無)

(単位：箇所)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

精神障害者を対象として、東大和市地域生活支援センターウエルカムで実施しています。身体障害者・知的障害者については、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで実施しています。今後も、困難事例への対応等のため、関係機関との連

携を図りながら支援を行います。

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

（実施の有無）

（単位：箇所）

	27 年度 （実績）	28 年度 （実績）	29 年度 （見込）	30 年度 （見込）	31 年度 （見込）	32 年度 （見込）
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

《事業の内容》

不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

事業の実施について検討します。

4 成年後見制度利用支援事業

（年間の助成件数）

（単位：件）

	27 年度 （実績）	28 年度 （実績）	29 年度 （見込）	30 年度 （見込）	31 年度 （見込）	32 年度 （見込）
成年後見制度利用支援事業	1	1	4	2	3	4

《事業の内容》

成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部又は一部）を助成します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

市長申立ての場合に、申立てに要する費用を助成しています。知的障害者・精神障害者及びその保護者の高齢化により、申立てが増えており、今後も継続して実施します。市長申立て以外の者への報酬助成については、今後、検討します。

5 成年後見制度法人後見支援事業

（実施の有無）

（単位：箇所）

	27 年度 （実績）	28 年度 （実績）	29 年度 （見込）	30 年度 （見込）	31 年度 （見込）	32 年度 （見込）
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

《事業の内容》

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

市における法人後見のあり方等の検討を進めます。

6 コミュニケーション支援事業

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
手話通訳者の派遣 (実利用者数)	19	21	25	23	24	25
要約筆記者の派遣 (実利用者数)	3	2	6	4	5	6
点訳・音訳支援事業 (実利用者数)	28	28	29	32	34	36
手話通訳者設置事業 (年間延利用者数)	138	153	160	170	180	190
奉仕員養成研修事業 (手話通訳奉仕員登録 者数)	13	12	16	14	15	16

《事業の内容》

- ①手話通訳者の派遣を行います。
- ②要約筆記者の派遣を行います。
- ③視覚障害のため情報取得に困難な方に、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・市議会だより等を希望者に配付します。
- ④公共施設等に手話通訳者を設置します。
- ⑤一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。また、手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を実施します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

- ①手話通訳者の派遣事業は、委託により実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。
- ②要約筆記者の派遣事業は、手話通訳者の派遣事業と合わせて委託により実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。
- ③点訳・音訳による支援事業は、音声版の市報・こうみんかんだより・市議会だよりを希望者に配付しています。平成30年度以降も継続して実施します。その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。
- ④手話通訳者設置事業は、平成23年度から市役所において実施しました。平成30年度以降も継続して実施します。
- ⑤奉仕員養成研修事業については、現在手話講習会を実施しています。手話通訳者養成講座は、平成25年度から市の事業として実施しました。手話通訳奉仕員登録者数の増を目指します。

7 日常生活用具給付等事業

(年間の給付件数)

(単位：件)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
介護・訓練支援用具	18	7	10	12	12	12
自立生活支援用具	26	28	20	30	30	30
在宅療養等支援用具	13	15	15	15	15	15
情報・意志疎通支援用具	17	10	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	2,137	2,152	2,200	2,250	2,300	2,350
居宅生活動作補助用具	9	8	3	10	10	10
合 計	2,220	2,220	2,263	2,332	2,382	2,432

《事業の内容》

障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

○現在実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

○給付種目について、自立支援のための必要性を勘案して見直し・拡充を図ります。

8 移動支援事業

(1 か月当たりの利用者数、利用時間)

(単位：人、時間)

		27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
個別支援型	人数	162	194	180	210	220	230
	時間	1,544	1,583	1,500	1,650	1,700	1,750

《事業の内容》

屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

○現在、個別支援型を実施しています。個別支援型以外のサービス類型については、現状ではニーズが少ないため、必要に応じて検討します。

○平成30年度以降も個別支援型を継続して実施するとともに、登録事業所の拡大に取り組み、利便性の確保に努めます。また、事業所におけるヘルパー不足等の課題解消に取り組みます。

○利用者から利用方法等についてさまざまな要望があるため、ニーズ把握に努め、利用方法等の検討を行います。

9 地域活動支援センター

(実施箇所数、実利用者数)

(単位：箇所、人)

		27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
Ⅰ 型	実施箇所数	1	2	2	2	2	2
	実利用者数	132	352	246	370	380	390
Ⅱ 型	実施箇所数	1	1	0	0	0	0
	実利用者数	34	34	0	0	0	0

《事業の内容》

基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。

また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅠ型では、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。

地域活動支援センターⅡ型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

○地域活動支援センターⅠ型は、地域生活支援センターウエルカムで精神障害者を対象に、平成28年10月に開設した総合福祉センターは～とふるで身体・知的障害者を対象に実施しています。

○同Ⅱ型は、市立みのり福祉園で身体障害者を対象に実施していましたが、平成28年10月に総合福祉センターに移行し、廃止しました。

○Ⅰ型事業を、ウエルカム及びは～とふるで平成30年度以降も継続して実施します。

10 その他の事業

上記の必須事業以外の事業で、自立した日常生活、社会生活を営む上で必要な支援事業として以下の事業を実施します。

(1) 訪問入浴サービス事業

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
訪問入浴サービス事業	17	19	23	21	22	23

《事業の内容》

入浴困難な在宅の重度障害者に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

現在実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

(2) 就職支度金給付事業

(年間の給付者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
就職支度金給付事業	2	4	5	5	6	6

《事業の内容》

施設に入所又は通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

対象となる方に給付します。平成30年度以降も継続して実施します。

(3) 日中一時支援事業

(実施箇所数、1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
実施箇所数	8	10	9	11	11	11
実利用者数	31	36	38	44	48	52

《事業の内容》

障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

平成30年度以降も継続して実施します。登録事業所の拡大に努めます。

平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで、身体障害児・者及び知的障害児・者を対象とした事業を開始しました。

また、それに合わせて通所施設利用後の時間帯にも利用できるよう4時間未満のサービス類型を創設しました。

(4) 自動車運転免許取得費助成事業

(年間の助成者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
自動車運転免許取得費助成事業	2	0	3	3	3	3

《事業の内容》

自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

現在実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

(5) 自動車改造費助成事業

(年間の助成者数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
自動車改造費助成事業	2	2	3	3	3	3

《事業の内容》

自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

現在実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

(6) 住宅設備改善費給付事業

(年間の給付件数)

(単位：人)

	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (見込)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
中規模改修	6	6	3	7	7	8
屋内移動設備設置	4	7	2	4	4	5

《事業の内容》

重度の身体障害者が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

重度心身障害児・者の増加に伴い利用が増えています。平成30年度以降も継続して実施します。

